

産業廃棄物収集運搬業許可証

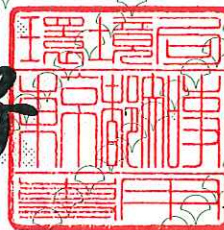
住所 東京都足立区入谷二丁目19番7号

氏名 株式会社長岡商店
代表取締役 長岡 俊一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 6月29日

許可の有効年月日 平成34年 6月28日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む)
- (2) 産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、
ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上16種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性
残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(限定については裏面のとおり) (以上11種類)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面)

- (1) 設置場所：足立区入谷五丁目16番32号
- (2) 設置場所：足立区加賀二丁目30番9号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成4年 6月29日 新規許可
平成29年 6月29日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面有り)



2 積替え保管施設

(1) 設置場所：足立区入谷五丁目16番32号

面積：1,453㎡

最大保管高さ：2.07m

産業廃棄物の種類	保管量
金属くず	鉄箱8個 : 5.76㎡
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	鉄箱8個 : 5.76㎡
紙くず	鉄箱8個 : 5.76㎡
木くず	カーゴ6個 : 6.78㎡
合計	24.06㎡

(2) 設置場所：足立区加賀二丁目30番9号

面積：73.58㎡

最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
廃油	ドラム缶 8本 : 1.6㎡	廃酸	ポリ容器54個 又は プラスチック容器18個 : 1.62㎡
汚泥	ドラム缶 6本 : 1.2㎡	廃アルカリ	ポリ容器54個 又は プラスチック容器18個 : 1.62㎡
動植物性残さ	ドラム缶 6本 : 1.2㎡	廃プラスチック類、繊維くず (廃量に限る)	直置き : 4.86㎡
廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アルカリ (廃バッテリーに限る)	プラスチック容器4個 : 1.76㎡		
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ (廃塗料に限る)	プラスチック容器4個 : 1.76㎡	汚泥、金属くず (廃電池に限る)	ペール缶48個 : 0.96㎡
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯に限る)	プラスチック容器6個 : 3.96㎡		
合計		20.54㎡	

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。